

鹿児島市交通局電車車両整備業務委託契約仕様書

平成31年度

電車事業課

この業務は、次の業務内容に基づき電車車両整備を行うもので、乗客の安全輸送を確保するため確実に業務を遂行すること。

1. 業務別作業内容

(1)電車重要部・全般検査整備業務

- ①電車重要部・全般検査年間計画表及び電車整備心得、電車整備実施基準(別途提示)に基づき、年間19両を、下記「電車重要部・全般検査整備作業基準表」に従い作業を行う。
- ②各部品の洗浄を完全に行った後、腐食・補修箇所に錆止め塗料を塗り、組立完成時に発注者が指定する塗料で塗装を行う。
- ③この作業において、整備心得に明示のない事項または、疑義を生じた場合は、発注者受注者協議して作業を行う。
- ④試運転引渡し後、営業運転開始日より1か月間までの同検査に関わる故障は、受注者の責任において速やかに修理すること。
- ⑤作業等で使用するリフティングジャッキ等の機械器具は、年に1回整備を行うこと。

(2)電車修理仕上業務

- ①電車部品及びその他機械部品の修理仕上業務
- ②その他上記①に付随する業務

(3)電車溶接作業等業務

- ①電車重要部・全般検査等の発注者が行う全ての検査及び修理に伴う溶接作業全般
- ②その他上記①に付随する業務

2. 共通事項

(1)業務場所 鹿児島市上荒田町37番20号 鹿児島市交通局 電車整備工場

(2)履行期間、日時は次のとおりとする。

ただし、受注者が都合により作業日時を変更する場合は発注者と協議すること。

- ①履行期間は、平成31年5月1日～平成32年3月31日までとする。
- ②業務日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、休日及び年末年始期間（12月29日～1月3日）は除く。なお、作業の工程において遅れ等が発生した場合はこの限りではない。
- ③業務時間は、8時30分から17時00分までとする。

(3)受注者は、業務開始日から電車重要部・全般検査整備業務及び電車修理仕上業務、電車溶接作業等業務が確実に履行できること。

(4)受注者は、各業務において、作業経験及び業務に必要な資格を有する作業員及び業務に支障のない人員を配置すること。詳細は次のとおり。

①電車重要部・全般検査整備業務

電車車両の機械及び電気機器装置に対する技術と能力を有し、電車重要部・全般検査整備に1年以上従事した経験者及び下記の人数の資格を有する者

- ・1名以上

ガス溶接技能講習、クレーン運転特別教育、アーク溶接等の業務の特別教育

玉掛技能講習、危険物取扱者乙種4類、有機溶剤作業主任者、ガス溶接作業主任者

②電車修理仕上業務

電車修理仕上作業または電車重要部・全般検査整備を1年以上従事した経験者で、ガス溶接技能講習及びアーク溶接等の業務の特別教育、玉掛技能講習の資格を有する者

③電車溶接作業等業務

電車溶接作業または電車重要部・全般検査整備を1年以上従事した経験者で、ガス溶接技能講習、アーク溶接等の業務の特別教育、玉掛技能講習の資格を有する者

(5)この作業に要する施設・設備・機械器具については、発注者が貸与するものとし、受注者は使用にあたっては十分留意し、定期的な清掃及び保守管理に努めるとともに、安全かつ確実な方法で受託業務が遂行されるように適切な現場管理を行うこと。

作業員詰所については週に1度以上の清掃を行い常に清潔な状態を保つこと。また、汚損・破損等のないよう心掛けるとともに、汚損・破損等があった場合は、受注者の責任で現状回復を行うこと。また、業務上不要な私物の持ち込みは行わないこと。

(6)受注者は、受託業務を処理するにあたって、その作業員に不都合な点を発注者から指摘された場合は、速やかに是正するするとともに、その他必要な措置を講ずること。また、業務に必要な研修を年2回実施し、研修の内容や状況が分かる書類（写真付）を発注者に報告すること。受注者は、作業員の風紀、衛生その他身元一切に関して責任を負うこと。

(7)受注者は、契約締結後速やかに作業員名簿（氏名・年齢・作業経験年数及び採用年月日を記載）と上記2の（4）に掲げる業務に必要な資格証の写しを発注者に提出する。また、作業員に異動が生じたときは、速やかに異動届を提出すること。

(8)作業員は、常に服装を正し、作業を安全かつ確実に行うこと。

①作業員は、常に言語、態度に留意し、他人に不快の念を与えないように努めること。

②作業員は車両及び施設設備機械器具を破損したとき、又は破損箇所を発見したときは、車両係員に速やかに届け、また、損害を与えた場合は、全ての責任を負うこと。

(9)作業のため必要な資材、工具及び部品等は、発注者の負担とする。ただし、作業員が着用する作業服、安全靴、ヘルメット、防塵マスク、保護メガネ等は受注者の負担とする。なお、この安全具等は、常に作業中着用し、安全作業に資すること。

(10)発注者の敷地内には、作業員用の駐車スペースがないことから、発注者敷地内への自家用車の駐車はしないこと。

(1 1)受注者は、この仕様書に記載された事項について認識し、作業員に周知徹底させること。

(1 2)受注者は、上記1の(1)、(2)、(3)の業務別に前月分の業務実績報告書（別紙様式1～4）を月初めに速やかに提出すること。

(1 3)労働環境の確認に関する特記事項

①受注者は、本契約の履行に従事する従業員及び従事した従業員に係る労働環境に関し、発注者指定の「労働環境に係る調査票」を記入し、本契約締結後及び履行完了後速やかに提出するものとする。

②発注者は、「労働環境に係る調査票」の内容に疑義が生じたときは、受注者の事業所等において、関係書類の確認、本契約の履行に従事する従業員及び従事した従業員からの聞き取り調査等を行うことができるものとする。

③発注者は、②の結果、受注者の本契約の履行に従事する従業員及び従事した従業員の労働環境が不適切であると認められる場合は、受注者に対し改善を指示するものとし、受注者は、当該指示により行った改善の内容を記載した報告書を発注者に提出するものとする。

※契約については単価契約とする。

電車重要部・全般検査整備作業基準表

	検査箇所	作業内容
1	入場検査	分解、解体に先立ってあらかじめ、使用中における異常箇所の状態及び故障の状況の検査
2	主電動機	分解、界磁コイル、軸受部、端蓋、電機子（溝堀、面取、メーター）、刷子保持器、枠の補修及び組立作業を行った後、絶縁測定、耐圧試験。
3	台車	台枠、揺れ枕、心皿、側受、軸箱、軸箱受、車輪、バネ及び緩衝装置等の分解、洗浄、亀裂確認（台車枠亀裂浸透検査含む）、補修取替並びに組立作業。
4	基礎制動装置 (EBI 含む)	制動棒、制動梁、制動てこ、ピン、ピン穴、ブッシュ、ボルト、割ピン、制動筒、バネ、制輪子、制輪子頭等の分解、補修取替及び組立作業。
5	空気装置	空気圧縮機、調圧器、安全弁、塵濾、各コック、空気溜、配管、制動弁、逆止弁、非常操作弁、測重弁、除湿装置等の分解、補修取替及び組立作業。
6	集電装置	取付台枠、主軸、枠組、平衡棒、編銅線、バネ、舟、ピン、コード、碍子、摺板、シリンドラー等の分解、補修取替及び組立作業。
7	制御器	接触子、接触片、圧力、各シリンドラー、スターホイル、メタル、木筒、木台、吹消しコイル、バネ、カバー、幕張り、ワンハンドル等の分解、補修取替及び組立作業。
8	制御装置	自動遮断機、単位スイッチ、電磁接触器、主抵抗器、VVVFインバーター、コンデンサ、断流器、カム接触器、継電器等の分解、補修取替及び組立作業。
9	電気装置	接触開閉器、インバーター、チョッパー、ヒューズ、スイッチ、灯装置、蓄電池、充電装置、電磁弁、避雷器、高圧接触器、サイリスター断流器、DC-DCコンバータ、フィルタリアクトル、配線盤等の分解、補修取替及び組立作業。
10	戸閉装置	戸閉機、電磁弁、ステップ灯、マットスイッチ、予告ブザー、光電管、戸先スイッチ、コック、操作スイッチ等の分解、補修取替を行うこと。
11	合図装置	笛、笛弁、ブザー、ベル、押釦、チャイム等の分解、補修取替。
12	非常装置	非常弁ハンドル、操作弁、マイクロスイッチ、デッドマンスイッチ、保安スイッチ、コマンドスイッチ、マスコンハンドル等の分解、補修取替及び組立作業。
13	計器	指針、目盛板等の分解、補修取替及び組立作業
14	排障器	損傷、変形及び取付状態、軌条面上の高さ等を検査。
15	総合検査	集電装置、補助電源装置、冷暖房装置、制御装置、灯装置、合図装置、制動装置、空気圧縮機、戸閉装置、充電装置、放送装置、操作装置等の動作及び機能の確認検査、輪重測定。
16	試運転	総合検査終了後、営業運転に支障がないことを確認。